

金融機関・不動産業者など

『台帳記載事項証明書（建築工事届）』を利用していた方へ

# お知らせ

別添『建築工事届提出済証明書』は、従来の『台帳記載事項証明書（建築工事届）』と同様、建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届が県に提出されていることを証明するものです。

当該『建築工事届提出済証明書』は、同法による建築確認が不要な計画（都市計画区域外における階数2以下の木造住宅などの計画）であることを証する目的に発行しているものであり、**建築基準法令に適合していることを証明するものではありません。**

建築工事届とは、国の統計上の基礎資料として政府の景気に関する月例経済報告や国民経済計算に利用されるものであり、建築主の種別、建築物の数、床面積の合計、工事費予定額などを届け出るものであって図面をはじめとした設計書等は届出の対象ではないことから、当該届出が提出、受理されたことのみをもって建築基準法令への適合性は担保されません。

従来の『台帳記載事項証明書（建築工事届）』については、確認済証交付年月日などが記載される『台帳記載事項証明書（建築物）』※と名称が酷似していることから、昨今、中古物件の売買取引や金融機関の融資判断において建築基準法令への適合性の担保を目的に利用される誤った事例が散見され、こうした誤解（証明書を受け取った買主や金融機関が建築基準法令に適合している物件と誤解すること）からトラブルに発展する事例が増加していました。

こうした事情に鑑み、証明書の名称を変更したところです。

つきましては、『建築工事届提出済証明書』の趣旨を今一度ご認識いただき、利用に際してはその利用目的、必要性を十分に精査し、利用される場合には、誤解が生じることのないよう十分にご留意ください。

※ 確認済証交付年月日などが記載されている『台帳記載事項証明書（建築物）』は、建築基準法令への適合性が審査されている計画であることを証するものです。

中北建設事務所 建築課  
電話 055-224-1674